

現社でGO! NO37 軍縮問題 RANKB

世界的な軍縮問題

きっかけ 第五福竜丸事件・キューバ危機

・ **部分的核実験禁止** 条約 (PTBT) ・1963年) キューバ危機が背景にある。★

2010 追試

→ 「 **大気圏内** ・ **宇宙空間** ・ **水中** 」 での実験禁止。

▶ **地下** 実験のみ OK。

フランス・中国は不参加。

★ **核拡散防止** 条約 (NPT) ・1968年)

…核保有国を今以上に増やさない。

▶ 五大国(米英仏中ソ)以外の保有禁止(大国優遇との批判)日本も批准している。★

▶ 加盟非保有国は **IAEA** (**国際原子力機関**) 査察受入義務。

・1995年の **NPT 再検討会議** で「**条約の無条件・無期限延長**」決定。★2007 追試

★ ・ **包括的核実験禁止** 条約 (CTBT) ・1996年)

…あらゆる核爆発実験を禁止する条約。 **国連で決定された条約だ!** ★2008 本試

▶ 爆発を伴わない **未臨界実験** なら OK。採択後インド・パキスタンが核実験。★2004 追試
「保有国+開発能力のある国」(計44か国)の批准必要。

→ しかし、米・中・インド・パキスタンなど未批准のため **未発効**。国連の採択・署名をへて締結された。★2008 本試

□非核地帯条約

トラテロルコ条約(中南米)ラロトンガ条約(南太平洋)バンコク条約(東南アジア)ベリダンバ条約(アフリカ)南極条約(南極)セメイ条約(中央アジア)

北太平洋は入っていない★2012 追試

□核以外の軍縮

・対人地雷全面禁止条約(1997年)

…「地雷禁止国際キャンペーン」(NGO)の努力で採択

→ 日本は廃棄済み。米・中・インド・ロシアなどは不参加。

・クラスター爆弾禁止条約…2010年に発効。

□米ソ(米ロ)二国間の核軍縮

・ **戦略兵器制限交渉** (SALT) …核ミサイル保有数の上限設定。

SALT(1972) 両国批准・SALT II(1979) **米が批准拒否** で失効。★2008 本試

米の批准拒否はソ連の **アフガニスタン侵攻** に抗議したもの。

同じく抗議のため、西側諸国は **モスクワオリンピック** (1980) をボイコット。



- ・ **中距離核戦力(INF)全廃条約** (1987) 米ソ軍縮上 **初の全廃** 条約。
- ・ **戦略兵器削減条約** (**START**) …核弾道の **削減** 条約。

START I (1991) → 両国批准

START II (1993) 両国批准しかし **未発効**

▶ただしその内容が、米の軍拡路線(同時多発テロ後の)に抵触したため、結局 **未発効**。

2002年モスクワ条約という別条約で代用へ。

2010年 **新START** でさらなる削減へ

▶START I は2009年末で失効。アメリカ大統領オバマが「核なき世界」演説でノーベル平和賞受賞。



【2012年追試 17】核兵器などの軍事利用に関する記述として最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 過去に複数回の核実験が行われて被害を受けたことのある **北太平洋地域** に関して、**非核地帯条約**が締結されている。
- ② 爆発を伴う、あらゆる核実験を禁止する包括的核実験禁止条約(CTBT)が、国際連合(国連)で採択され、発効している。
- ③ 核兵器不拡散条約(NPT)は、すべての締約国に対して新たな核兵器の開発と保持を禁止している。
- ④ 日本政府は非核三原則(持たず、つくらず、持ち込ませず)を表明してきたが、核兵器の脅威にはアメリカの核抑止力に依存する政策を採っている。

解答：④

【2010年追試 01*】核兵器の保有と削減に関する記述として最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 原子力の平和利用を促進するとともに、その軍事転用を防止することを目的として設立されたのが、国連工業開発機関(UNIDO)である。

Pain is inevitable Suffering is optional

- ② 日本は核兵器を保有していないため、核拡散防止条約(NPT)を批准していない。
- ③ 包括的核実験禁止条約(CTBT)は、未発効の状態にある。
- ④ 国連の安全保障理事会常任理事国のなかに、核兵器保有国は存在しない。✖

解答：③

【2008 年本試 24*】国連での討議を経て採択・署名された軍縮条約として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 中距離核戦力全廃条約(INF 全廃条約)
- ② 戦略攻撃兵器削減条約(SORT)
- ③ 戦略兵器削減条約(START)
- ④ 包括的核実験禁止条約(CTBT)

解答：④

【2006 年本試 16】既に地雷の禁止や規制に関する「対人地雷全面禁止条約」等の条約があるにもかかわらず、地雷による犠牲者の発生が続いている原因として**適当でないもの**を、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 条約に加入するかどうかは各国の自由であり、現実には地雷の使用を継続しようとしている国を強制的に加入させることができない。○
- ② 地雷を多く使用するゲリラ組織や反政府団体は国家組織ではないので、条約には最初から加入していない。○
- ③ 地雷による犠牲者が多く発生している開発途上諸国は、地雷を適切に撤去、処理する能力に乏しく、条約に加入しても、実際の履行は遅れている。○
- ④ 条約に加入しても、国内法で地雷の使用をまだ禁じていない国もあり、そのような国は国内法が改正されるまで条約上の義務を免除されている。✖

解答：④

【2007 年追試 17】国際社会における軍縮への取組みに関する記述として**適当でないもの**を、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 国際原子力機関(IAEA)は、原子力の平和利用を技術的に援助したり、核施設の査察を行ったりしている。
- ② 化学兵器禁止条約は、化学兵器の生産を禁止しているだけでなく、既に生産された化学兵器の廃棄も義務づけている。
- ③ 包括的核実験禁止条約(CTBT)は、部分的核実験禁止条約が対象としていない地下の核実験も禁止している。
- ④ 核拡散防止条約(NPT)は、無期限延長に失敗したため、締約国による再検討会議を定期的に開いて、延長を重ねている。

解答：④

【2004 年追試 12】核兵器の規制に関する記述として**適当でないもの**を、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① PTBT が結ばれた背景には、米ソが核戦争寸前の事態に陥ったキューバ危機をきっかけに、平和共存の気運が高まったことがある。
- ② NPT に加盟する非核保有国は、核兵器の保有を禁じられ、国際原子力機関(IAEA)の査察を受ける義務を負っている。
- ③ CTBT は、核実験の禁止を目的としており、核爆発を伴わない未臨界実験もその対象としている。
- ④ CTBT の採択時に NPT に加入していなかったインドとパキスタンは、CTBT にも反対し、同条約の採択後に核実験を実施した。

解答：③

【2002 本試】

第二次世界大戦後、様々な方法で平和を構築する活動が行われている。軍備管理・軍縮について説明した記述として最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 第二次世界大戦後、軍備管理・軍縮交渉は国連によって主導されており、初の核兵器削減条約である中距離核戦力(INF)全廃条約も国連軍縮特別総会で締結されたものである。
- ② 核不拡散条約(NPT)では、非核保有国には核兵器を持たないことを約束させ、核保有国には核実験を行う場合に、条約の加盟国会議に対して事前許可を求めることを約束させた。
- ③ 核兵器を開発するために不可欠な核実験は、部分的核実験停止(禁止)条約で規制の対象となり、1990 年代には包括的核実験禁止条約が結ばれたので、この条約の締結後、核実験は行われていない。
- ④ 今日、軍縮の対象となっているのは核兵器だけではなく、その他の兵器も対象となっており、例えば 1990 年代には、神経ガスなどの化学兵器の禁止などを定めた化学兵器禁止条約が採択されている。

解答：④

【2004 追試】

軍縮・軍備管理に関する記述として最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 化学兵器は、第二次世界大戦で初めて使用され多数の死傷者を出したため、第二次世界大戦後に使用を禁止する条約が結ばれた。
- ② 大量破壊兵器以外の兵器についても、例えば対人地雷全面禁止条約が結ばれたが、これには非政府組織(NGO)の働きかけが大きな役割を果たした。
- ③ 旧ソ連・東欧諸国への軍事物資輸出規制のために西側諸国が設立した対共産圏輸出統制委員会(COCOM)は、現在も活動を続けている。
- ④ 国連安全保障理事会は、1990 年代末まで、イラクに対し大量破壊兵器を廃棄する義務を負わせる決議を採択したことはなかった。

解答：②